

## 第437回山口地方最低賃金審議会(議事要旨)

- 1 日 時 令和5年8月23日(水) 10時00分～10時42分
- 2 場 所 山口地方合同庁舎2号館 5階共用第一会議室
- 3 出席者 公益代表委員 5名  
労働者代表委員 5名  
使用者代表委員 5名

### 4 議 題

#### (1) 令和5年度山口県最低賃金の改正決定について

- ① 山口県最低賃金の改正決定に係る山口地方最低賃金審議会の意見に対する異議申出について
- ② 山口県最低賃金専門部会の廃止について
- ③ 山口県特定最低賃金専門部会に係る最低賃金審議会令第6条第5項の適用について
- ④ 山口県特定最低賃金専門部会の廃止手続について

#### (2) その他

### 5 議事概要

(1) 山口労働局長より山口地方最低賃金審議会の会長に対して、全国一般労働組合全国協議会山口連帯労働組合ほか6団体から提出された異議申出について意見を求める諮問を行った。

(2) 申出書の主な内容は、最低賃金の時間額928円は低額であり不服であること、中小企業に対する支援等を強化すること、全ての審議を公開すること及び全国一律最低賃金制度の導入を求めることであった。

中小企業に対する支援強化については、専門部会の報告書にも支援強化を求める内容を記載し、又、労働局長に対する答申においても審議会からの要望事項としているものであること。そして、既にその要望事項は、労働局から厚生労働省に対し伝達済みとなっていることが確認された。

審議の公開については、今年度から公労使三者が集まって議論を行う部分は公開されており、次年度以降についても同様の対応としつつ、出来る範囲で公開の場

を増やす方向で検討することとなった。

全国一律最低賃金制度については法制度のことなので、事務局から本省へ伝えることとなった。

(3) 最低賃金の更なる引上げについては、

労働者側委員から

山口県の最低賃金水準が低く、更なる金額の引上げが必要であると考えているが、①急激な物価上昇にともなう、企業物価指数の上昇もあり、県内の中小零細企業を取り巻く環境が厳しい状況にあること。②金額水準はまだ不十分であるものの、過去最高の引上げ額となったこと。③金額決定に至るまでの長時間にわたる真摯な議論を踏まえたうえでの全会一致での決定したこと。④これ以上審議を行っても前進が図られないばかりか、無用に発効日が遅れ、最低賃金近傍で働く方々に影響が出てしまうこと、等から再審議の必要は難しい。

との主張がされた。

一方、使用者側委員から

今年度の審議においては、労使の主張には大きな隔たりがあった。過去5年は連続して多数決で決したという残念な結果であったが、今年は、多数決を回避して全会一致で結論を導きたいとの労使双方の認識のもとで協議を続けた。結果的に目安額と同額の前年比プラス40円、928円で合意が図られた。使用者側としては、主張が十分に反映されなかったことは誠に残念であるが、これまで多くの時間を費やして協議を重ねたうえでの40円引上げの答申を出したわけで、更なる引上げは、3要素を総合的に勘案するという法の原則、法の限界を超えることになる。

以上の理由からこれ以上の審議をしても進展はないと考え、金額について改めての審議の必要はないと考える。

との主張がされた。

(4) 審議の結果、異議申出については棄却が妥当の意見で議決された。

そして、山口地方最低賃金審議会の会長から「異議の申出については、棄却することが妥当である。」との答申が山口労働局長に対して行われた。

(5) 令和5年度の山口県最低賃金専門部会はその任務を終了したことから、廃止することを議決した。

(6) 山口県特定最低賃金4業種の各専門部会において全会一致になった場合、審議会

令第6条第5項を適用することにより、専門部会への決議をもって、審議会の決議とすることができることを議決した。

(7) 山口県特定最低賃金4業種において異議申出がなかった場合は、審議会令第6条7項により異議申出期間満了の翌日をもって、各専門部会を廃止することを議決した。

(8) 事務局から、例年の特定最低賃金の統一発効日及び専門部会の日程に関する説明を行った。